

(案)  
仕様書

## 1 件名

文京区子どもの学習・生活支援事業業務委託

## 2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 目的

生活困窮等の理由により、学習環境、生活環境に課題のある小・中・高校生世代を含む若年層に対し、学習面での指導に加え、社会面や生活面の向上のための支援を総合的に行う。また、保護者も含め、進学や就職など多様な将来の選択を可能にするための育成環境の改善及び進路選択に関する支援等を行い、貧困の連鎖を防止していく。

## 4 支援対象者

区内に在住する者で、小学4年生から高校生世代までの児童・生徒のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。

ア 生活保護世帯の児童又は生徒

イ 就学援助受給世帯の児童又は生徒

ウ 生活困窮状態にある家庭又は養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ児童又は生徒

エ ひとり親家庭の児童又は生徒のうち、生活困窮、養育等の課題がある者

オ その他区長が必要であると認めた者

## 5 定員

(1) 小学生（4年生から6年生） 40名程度

(2) 中学生 45名程度

(3) 高校生世代 30名程度

## 6 履行場所

(1) 区内公共施設

(2) 児童・生徒及び保護者の自宅等

(3) 受託者が用意した施設（原則、区内に限る）

(4) その他区内施設

## 7 受託体制

(1) 本事業の実施に当たり、業務全体のマネジメント及び文京区（以下「甲」という。）との連絡調整等を行うための総括責任者を1名配置すること。

(2) 学習・生活支援を行う支援員を統括する主任支援員を3名配置すること。（小学生、中

(案)

学生、高校生世代の担当として1名ずつを想定) また、主任支援員は生活困窮世帯の福祉の向上に理解と熱意を有し相談業務・訪問業務の経験を有する者とする。

- (3) 主任支援員を補佐するための補助支援員を小・中学生の担当で最低1名、高校生世代の担当で最低1名配置すること。

## 8 実施内容

### (1) 参加者受付

甲が生徒の募集案内を行い、その後、受託者(以下「乙」という。)は申込の受付業務及び問合せ対応を行うものとする。

### (2) 初回面談の実施

乙は、支援対象者及び保護者と個別面談を行い、受講の意思確認や家庭の状況把握を行った上で、支援計画及び学習計画を立て、支援に入るものとする。面談に使用する会場は甲と乙が協議して決定する。また、面談において生活環境等の状況を確認し、学習支援会場を決定する。

面談後、乙は学習内容、進路希望等の面談内容を記載した面談記録(別紙4、5)を作成したうえで、甲へ提出する。

申込者多数の場合は、選考により参加者を決定する。選考基準及び選考については別途甲と協議する。選考後、参加申込をした家庭に対し、選考結果を書面にて通知する。

### (3) 学習支援

#### 【概要】

学習意欲の喚起、学習習慣の定着、学力の向上を図り、学校の宿題や定期考査に向けた対策、高校・大学等受験のための進学支援を行う。

#### 【実施回数】

(小・中学生)

1コマ2時間程度とし、原則、各会場の実態に合わせ、週14コマ程度を実施する。実施コマ数と開催曜日及び時間については、甲と協議の上決定すること。

なお、会場設営準備作業、撤収作業等の時間は、1コマに含めない。

(高校生世代等)

1回2時間程度とし、ひとりの生徒に対して原則月5回(年60回)程度実施する。

なお、乙は甲と協議の上、上記の実施回数以上の支援を行うことができる。詳細な日程については、甲と協議して決定する。

#### 【実施場所】

(小・中学生)

区内4会場を実施する。うち3会場は原則、甲が用意し、1会場は乙が用意する(エリアの指定あり)。なお、指定エリアについては、甲の用意する3会場と同じく秘匿情報であるため、プロポーザル参加希望書を提出した事業者にメールにて開示する。

(高校生世代等)

区内1会場を実施する。原則、乙が用意をする。甲と協議した上で決定し、利用に関する手続きは原則、乙が行う。また、この会場は、学習支援会場となるだけでなく、事

(案)

業全体の事務を管理する事務所機能や支援対象者の居場所機能を有するものとする。なお、小・中学生支援で用意する会場と同一の会場を利用することも可能とする。

(共通事項)

支援対象者または家庭の事情等により、学習支援会場に継続して通うことが困難な場合は、支援対象者の自宅における支援も可とする。自宅で支援を行う場合は、生活支援のために生活環境の把握に努めることとするが、支援と直接関係のない事柄について支援対象者等に執拗に質問したり、知りえた情報を他人に口外したりする等、プライバシーの侵害にあたるような行為は慎むこと。

【実施方法】

- ア 小学生対象では概ね1人から3人までの児童に対して学習支援ボランティア等支援員を1名配置、中学生・高校生対象では原則、1人の生徒に対して学習支援ボランティア等支援員を1名または2名配置し、個別指導とすること。
- イ 教材は、児童・生徒が学校で使用しているテキストや乙が用意した教材等を使用すること。
- ウ 支援対象者の進学希望に合わせた学習指導、定期考査対策、面接対策、受験や進学に関する個別の情報提供を行うこと。
- エ 学力の定着度を測るため、模擬試験を中学生は年3回、高校生は年1回以上実施すること。対象は原則、中学3年生及び高校生世代の当年度受験を控える生徒とする。その他、模擬試験の受験を希望する等の生徒がいる場合は、予算の範囲内で受験することも可能とする。
- オ 必要に応じて、オンライン学習に対応すること。
- カ 主任支援員は学習支援プログラム全体を管理し、支援対象者それぞれの学習の進捗状況の把握等を行うこと。
- キ 支援の実施に当たっては、支援対象者との個別対応になるため、個人情報の流出等の事件や支援対象者との接し方等における事故の未然防止に十分配慮し、徹底したリスク管理のもと支援を行うこと。

#### (4) 生活・相談支援

【概要】

生活習慣・育成環境の改善に向けて児童・生徒及び保護者一人一人に寄り添った支援を行う。また、児童・生徒及び保護者から学習面及び生活面に関する相談を受け、個々の状況に応じて必要な支援機関と連携し、世帯全体を支援する。

【実施方法】

- ア 乙は、事業利用決定前の保護者を含めた個別面談（(2) 面談の実施）において、支援対象者の現状の把握を行い、支援対象者及び保護者を含めて世帯全体の生活環境改善に向けた支援を行うこと。また、学習支援を実施する中でも生徒や家庭の状況把握に努め、必要に応じて、甲へ情報共有を行い、学校等他機関と連携して支援を行うこと。
- イ 支援対象者及び保護者から随時、電話やメール等にて相談があった場合は、支援対象者及び保護者の抱える問題の解決を図ること。必要に応じて資格を有する専門員が面談を行うこと。

(案)

- ウ 必要に応じて、支援対象者の自宅等へのアウトリーチによる相談支援を行うこと。
- エ 高校生世代等への支援に関しては、放課後の時間帯などにスタッフ見守りのもと、自由に利用できるスペースを確保し、居場所の提供を行うこと。運営にあたっては、児童・生徒の自尊心を形成し、自己肯定感を高められ、学校・家庭以外で安心できる居場所づくりを意識すること。
- (5) 進路支援  
支援対象者及び保護者に進路選択に関する相談会や進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供等を含め、支援対象者の状況に合わせた進路支援を行うこと。
- (6) 体験活動の実施  
季節行事等の支援対象者同士が交流できるイベントや、社会福祉施設や民間企業等における職業体験や講演会、芸術や自然に触れる文化活動等の体験活動を年2回以上実施すること。
- (7) 就職等のキャリア支援及び技能支援  
高校や大学等に行かず就職の選択をする支援対象者に対して、必要に応じてキャリアワークショップや面接練習、書類作成の補助等を行い、就労自立に向けた支援を行うこと。
- (8) 協力体制の構築  
ア 支援対象者及び保護者が抱える課題として想定される、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮等に関する情報共有のため、甲を通じて教育機関や自立相談支援機関、ひきこもり支援センター等と必要に応じて連携を行うこと。  
イ 甲の開催する支援調整会議、ケース会議等に参加し、支援対象者の支援状況の報告を行うこと。
- (9) 人員の確保、配置、研修の実施  
学習支援ボランティアは、小学校、中学校、高等学校の授業の予習・復習等の基礎的な内容や進学・受験に向けた知識を持ち、生活困窮世帯の福祉の向上に理解と熱意を有する者とし、事業の遂行に必要な人数を適切に確保すること。  
また、事業を効果的に行うために、事業に携わる学習支援ボランティアを含む支援員に対して、能力及び資質、意識の向上等を目的とした研修を行うこと。また、研修の内容や参加者等の情報を甲へ報告すること。
- (10) 事業チラシの作成  
事業内容、申込方法、問合せ先等を記載したチラシを作成し、約 3,000 部印刷して甲へ納品すること。
- (11) 当該事業の実施に必要な支援員の通信費、交通費、消耗品費、教材費等の費用は、本契約に含むものとする。
- (12) 国や東京都等からの調査について、甲の依頼に基づき、回答作成に協力すること。
- (13) 委託事業の引継ぎについて、次期受託者に対し、以下のとおり引継ぎを行うこと。  
ア 児童・生徒及び保護者に不安や混乱が生じないように、事業者間で十分に協力して引継ぎを行い、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう努めること。  
イ 支援対象者に係る引継書を作成し、甲に提出すること。なお、様式については甲と

(案)

協議して決定すること。

ウ 引継ぎの期間は事業者間で協議の上、甲が指定する。

エ 引継ぎに関する費用は、本契約に含むものとする。ただし、区が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。

## 9 支払方法

各月の検査合格後、乙からの請求書に基づき支払うものとする。

## 10 成果物

### (1) 業務計画書

契約締結後、乙は年間事業予定計画書（任意様式）を作成して、甲に提出すること。

### (2) 実績報告書

支援件数、学習の内容や成果、児童・生徒の様子、相談を受けた場合の相談内容等について、甲が指定する様式（別紙1、2、3）により、毎月翌月の10日までに甲に報告すること。

また、支援対象者及び保護者からの相談内容の詳細については、甲が求めた場合、これを報告すること。

### (3) 進学実績書

受験学年の生徒の受験結果に関する情報については、甲が指定する様式（別紙6）により、随時、甲に報告すること。

### (4) 利用者名簿

乙は利用者名簿（任意様式）を随時更新し、毎年6月、9月、12月、3月に甲に提出すること。

## 11 事故等への対応

事業実施に当たり事故又はその他のトラブルが発生した場合は、適切な処置を行い、速やかに事業執行担当者にその詳細を報告すること。事故又はその他のトラブルによる損害については、甲の責めに帰するものを除き、乙が負担する。

## 12 損害賠償について

乙は、従事者等の故意又は重過失により第三者又は甲に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償するものとする。また、甲が第三者に損害を賠償したときには、甲の求償に応じるものとする。地震、災害、疫病、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により業務の全部又は一部が履行不能となった場合は、乙の責任を免除する。

## 13 保険

事業実施に必要な賠償責任保険、傷害保険等に参加すること。

## 14 個人情報保護について

(案)

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報については適正に管理をすること。
- (2) 個人情報の収集については、支援対象者本人から同意のもとで聞き取りを行い、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で収集すること。
- (3) 受託者は、本事業において個人情報を取り扱う場合は、以下の規定を遵守すること。
  - ア 個人情報は本事業の履行場所のみで取り扱うこととし、外部への持ち出しは禁止する。
  - イ 個人情報が記載された紙媒体については、業務使用时以外は施錠できる書庫等を用意し、保管すること。
  - ウ 個人情報が記載された紙媒体については、必要がなくなった場合はシュレッダー等により裁断し、破棄すること。
  - エ 個人情報が含まれる電子媒体については、施錠付キャビネット等で施錠保管すること。
  - オ 個人情報を取り扱うパソコンにインターネットを接続することを禁止する。
  - カ 個人情報が記載された紙媒体及び個人情報が記録された電子媒体について、委託者から保管・破棄・削除状況等の確認、提出依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- (4) 乙は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報について、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (5) 乙は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報について、契約期間が終了又は契約が解除されたときは、個人情報を速やかに委託者に返還するとともに、電子媒体に記録された個人情報を適切に消去しなければならない。
- (6) 乙は、本業務の履行に当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても、同様とする。

## 15 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成

(案)

20年9月文京区条例第45号)を遵守すること。

- (7) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

## 16 連絡先

契約事務担当

総務部契約管財課契約係

電話 03 (5803) 1150 (直通)

事業執行担当者

福祉部生活福祉課自立支援担当：深田・加藤

電話 03 (5803) 1917 (直通)

令和 年 月 日

文京区子どもの学習・生活支援事業（小・中学生）

業務実施状況報告書（令和 年 月分）

1. 在籍状況

	在 籍 者			
	拠点①	拠点②	拠点③	拠点④
小4				
小5				
小6				
中1				
中2				
中3				
合計				

2. 実施状況

	指導回数（拠点型）			
	拠点①	拠点②	拠点③	拠点④
小4				
小5				
小6				
中1				
中2				
中3				
合計				
年度累計				

全 体	指 導 回 数	
	当 月	年度累計
個別型		
拠点型		
合 計		

実施回数（日数）	当月	年度累計
拠点①		
拠点②		
拠点③		
拠点④		
訪問		

指導回数（個別型）	
小4	
小5	
小6	
中1	
中2	
中3	
合計	
年度累計	

	参加実人数			
	拠点①	拠点②	拠点③	拠点④
小4				
小5				
小6				
中1				
中2				
中3				
合計				
年度累計				

参加実人数	参加延べ人数			
	拠点①	拠点②	拠点③	拠点④
小4				
小5				
小6				
中1				
中2				
中3				
合計				
年度累計				

3. 支援対象者支援

支 援 内 容	支援件数	備 考
支援対象世帯 訪問		



支援対象生徒・世帯 面談		
支援対象世帯 電話等連絡		
新規生徒・世帯 面談		
連絡会等		

4. 支援員

実施内容	人数	備考
新規登録		
初期研修		

5. 実施イベント等

実施内容	備考

以上

## 生徒別総括表（令和 年 月）

番号	生徒氏名（イニシャル）	学年	登録月	退会月	支援形態	拠点	前月まで累計	当月指導回数	当月まで累計	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57										
58										
59										
60										

令和 年 月 日

文京区子どもの学習・生活支援事業（高校生世代等）

業務実施状況報告書（令和 年 月分）

1. 在籍状況

	在 籍 者	
	拠点	訪問
高1		
高2		
高3		
その他		
合計		

2. 実施状況

学年別		指 導 回 数	
		当 月	年度累計
高1	個 別 型		
	拠 点 型		
高2	個 別 型		
	拠 点 型		
高3	個 別 型		
	拠 点 型		
その他	個 別 型		
	拠 点 型		

全 体	指 導 回 数	
	当 月	年度累計
個 別 型		
拠 点 型		
合 計		

実施回数（日数）	当 月	年度累計
教室		
訪問		
居場所		

	参加実人数		
	拠点	個別	居場所
高1			
高2			
高3			
合計			
年度累計			

	参加実人数		
	拠点	個別	居場所
高1			
高2			
高3			
合計			
年度累計			

3. 支援対象者支援

支 援 内 容	支援件数	備 考
支援対象世帯 訪問		
支援対象生徒・世帯 面談		
支援対象世帯 電話等連絡		
新規生徒・世帯 面談		
連絡会等		

4. 支援員

実 施 内 容	人 数	備 考
新 規 登 録		
初 期 研 修		

5. 実施イベント等

実 施 内 容	備 考

以上

## 生徒別総括表（令和 年 月）

番号	生徒氏名（イニシャル）	学年	登録月	退会月	支援形態	前月まで累計	当月指導回数	当月まで累計	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24								0	
25								0	

生徒No.1      生徒氏名      学年  
 メイン科目：

月	授業回数	実施日	支援形態	学習内容	生徒の様子	家庭の様子	その他報告事項
4月							
5月							
6月							

## 令和〇年度 子どもの学習・生活支援事業（小・中学生） 初回面談報告書①

面談期間： 年 月 日( )～ 月 日( ) 面談担当：

No.	面談日	生徒氏名	学年	受講有無	受講形式	希望教科	進路・学習目標について	備考
			新年度の学年	○:受講有 ×:受講無 △:確認中	・拠点型 ・個別型			
1			新小4	○	拠点型	国語 算数		
2			新小5	○	拠点型	算数 理科		
3			新小6	○	拠点型	国語 算数		
4			新中1	○	拠点型	算数 社会		
5			新中2	○	拠点型	数学 英語		
6			新中3	○	拠点型	英語 数学		
7			新小4	○	拠点型	算数 英語		
8			新小5	○	拠点型	算数		

## 令和〇年度 子どもの学習・生活支援事業（高校生世代等） 初回面談報告書①

面談期間： 年 月 日( )～ 月 日( ) 面談担当：

No.	面談日	生徒氏名	学年	受講有無	受講形式	希望教科	進路について	備考
			新年度の学年	○:受講有 ×:受講無 △:確認中	・拠点型 ・個別型			
1			新高1	○	拠点型	数学 英語 国語 日本史		
2			新高2	○	拠点型	数学 理科 英語		
3			新高3	○	拠点型	数学 英語		
4			新高1	○	拠点型	英語		
5			新高2	○	拠点型	英語 国語 日本史		
6			新高3	○	拠点型	数学 英語 理科（化学・生物）		
7			新高1	○	拠点型	数学 英語 理科		
8			新高2	○	拠点型	英語 理科 数学		





